

# 令和7年度 第36回今帰仁村ふれあい少年の翼委託業務募集要項

## はじめに

今帰仁村ふれあい少年の翼は、村内の児童が県外青少年の児童との交流・参観活動を通し見聞を広めることを目的とし、規律ある共同生活の中から、協調及び連帯の精神を養うことによって、自主性及び自発性を育み、リーダー育成、児童の健全育成及び人材育成に資することを行っている。

令和7年度 第36回今帰仁村ふれあい少年の翼委託業務にあたり、安全・円滑に実施できるよう業務委託業者を募集する。

## 1 目的

この要項は、今帰仁村ふれあい少年の翼委託業務（以下「本業務」という。）を行う業務委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

- (1) 件 名 令和7年度 第36回今帰仁村ふれあい少年の翼委託業務
- (2) 業務の内容 第36回今帰仁村ふれあい少年の翼委託業務  
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 履 行 期 間 契約日から令和8年2月28日

## 3 提案上限予算額

7,870,000円（消費税及び地方消費税込）の金額範囲内で契約を行う。

※この金額は契約額等を示すものではない。

## 4 担当部局

今帰仁村教育委員会 社会教育課 社会教育係

〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219 番地

【電話】0980-56-2645

【F A X】0980-56-5274

【E-Mail】shakai2@vill.nakijin.lg.jp

## 5 応募資格

応募資格については、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たしていることとする。

- (1) 法人、その他の団体（以下「団体」という。）であること。（法人格の有無は問わない。個人は不可）
- (2) 団体の人員の数、資産の額、その他経営の規模及び能力があること。
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをしていないこと、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当しないこと。
- (6) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ）が暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 国税、地方税及び村税等の滞納がないこと。
- (9) 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条または第 180 条の 5 第 6 項の規定（議員、首長、委員会委員、または委員の兼業禁止規定）に抵触する団体でないこと。
- (10) 旅行登録者で観光庁長官登録を行っている者。
- (11) 過去 3 年以内に 1 回以上、国（独立行政法人、公社及び公団含む）又は地方公共団体と団体を対象とした旅行運営管理等業務を受託した実績のある団体であること。
- (12) 沖縄県内（本島内）に本店又は支店等を有し、業務にあたっては、村教育委員会や関係者との打ち合わせ・連絡調整等を円滑に行うとともに、必要に応じて迅速に現場への社員派遣を行うことが出来る体制であること。今回の業務委託を遂行するために必要な知識、実績等を有する団体であること。

## 6 申請に関する事項

- (1) 募集要項の配布

令和 7 年 8 月 26 日（火）～令和 7 年 9 月 1 日（月）

※村ホームページから入手してください。

## (2) 質疑応答の実施

受付期間 : 令和7年8月26日(火)～令和7年9月1日(月) 17:00

回答方法 : すべての質問と回答について、直接メールで通知する。

回答日 : 令和7年9月1日(月) 予定

本募集要項に関する質問は、「募集要項に関する質問書(様式1)」を作成し、「4 担当部局」へ電子メールでファイル添付により提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

## (3) 申請書等の提出

下記(④)については該当者のみ)各1部を提出すること。提出方法は「4 担当部局」まで持参または郵送とし、郵送の場合は書留郵便で送付すること。

提出期限 令和7年9月1日(月) 17:00 (郵送の場合、必着)

- ①申請書(様式2)
- ②企業概要説明書(様式3)
- ③業務経歴書(様式4)
- ④履歴事項全部証明書(写可)
- ⑤課税事業者届出書

## (4) 事業計画書等の提出

下記書類をまとめたものを17部提出すること。規格はA4判で作成し、冊子化して下さい。また、質疑等が容易となるようページ番号を付番して下さい。枚数の指定はありませんが、プレゼンテーション(15分)を想定して作成してください。

提出方法は「4 担当部局」まで持参または郵送とする。前述(3)申請書等と同時に提出してもよいこととする。

提出期限 令和7年9月10日(水) 17:00 (郵送の場合、必着)

- ①企画提案書(任意様式A4判)

※宿泊施設のパンフレットまたは資料等を添付すること。

※食事に関しては、メニュー案等を添付すること。

※選定基準(別紙1参照)

- ②本研修当日の旅程・経路提案書

- ③費用見積書

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定の基準（別紙1参照）

- ①安全・円滑な実施計画が確保されること。
- ②事業計画に沿った管理を行う能力を有していること。
- ③その他村長等が目的に応じて必要とすること。

### (2) 選定方法

#### ①1次審査（書類審査）

応募団体が多い場合（4団体以上）は、今帰仁村に設置する選定委員会（選定委員会は委員構成12人以内による非公開とする。以下「選定委員会」という。）による1次審査を行い、3団体を2次審査対象として選定する。なお、3団体に満たない場合は、全応募者を2次審査の対象とします。

#### ②2次審査（プレゼンテーション審査（以下「プレゼン」という））

1次審査を通過した団体に対し、企画提案書に係るプレゼン（15分）及びヒアリング（15分）を実施し、選定委員会において総合的に審査します。なお、プレゼンの出席者は3名以内とし、本業務を受託した場合の実務担当者が行うものとします。（別紙1選定基準の評価項目の順でプレゼンを行って下さい。）

※プレゼンテーションの日時や場所、方法等については後日該当する応募団体に対し文書で通知する。

## 8 失格

応募団体が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、担当部署の職員等関係者に選定に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 申込書の提出後、契約締結までの期間に本要項の応募資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要項に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

## 9 その他

- (1) 申請書類等の作成、提出に関する費用は、応募団体の負担とする。
- (2) 事業計画の提案は1団体につき1案とする。
- (3) 提出された書類については返却しない。
- (4) 申請書類等提出後は、記載された内容の変更を認めない。
- (5) 選定結果については、今帰仁村ホームページで公表する。
- (6) 審査結果については応募団体すべてに連絡するものとする。
- (7) 審査内容及び審査経過については、公開しないものとする。
- (8) 審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。
- (9) この要項に対し疑義が生じたとき又はこの要項に定めのない事項については、その都度村と協議して決定するものとする。

## 10 プロポーザル方式による選定・契約までのスケジュール（案）

| 実 施 内 容          | 実施期間または期日（令和7年）  |
|------------------|------------------|
| 募集要項の公表・配布       | 8月26日（火）～9月1日（月） |
| 募集要項に関する質問の受付    | 8月26日（火）～9月1日（月） |
| 募集要項に関する質問に対する回答 | 9月2日（火）予定        |
| 参加申請書            | 9月1日（月）17：00まで   |
| 事業計画書の提出         | 9月12日（金）17：00まで  |
| 1次審査             | 9月19日（金）         |
| 2次審査             | 9月30日（火）         |
| 結果通知             | 10月1日（水）         |

※公募時の日程は予定のため、変更となる場合もある。

※契約候補者は、速やかに契約を締結すること。